

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年7月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第31号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

第1条 京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

目次中「第19条の5」を「第19条の4」に改める。

第2条第2号中「第4号様式」を「第8号様式」に改める。

第3条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号ウ中「第7条第3号」を「第7条第4号」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 建築基準条例第7条第3号の規定の適用を受けるとき がけの地表面が宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号イ又はロに該当することを証する  
図書

第3条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 都市計画区域内において、建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物を建築するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる図書

ア 建築基準条例第6条第2項第1号の規定の適用を受けるとき 建築基準条例第5条第4項に規定する特別許可建築物であることを証する書面

イ 建築基準条例第6条第2項第2号アの規定の適用を受けるとき 同号に規定する現に存する建築物（現に建築の工事中のものを含む。以下「基準時建築物」という。）の床面積を証する書面

ウ 建築基準条例第6条第2項第2号イの規定の適用を受けるとき 同号イの

規定による認定を受けたことを証する書面

第9条第1項第1号中「別表第1(1)の項」を「別表第1 1の項」に改め、同項第2号中「別表第1(1)の項及び(2)の項」を「別表第1 1の項及び2の項」に改め、同項第4号中「別表第1(1)の項」を「別表第1 1の項」に改め、同項第5号中「別表第1(1)の項及び(2)の項」を「別表第1 1の項及び2の項」に改める。

第10条第1項第1号及び第2号中「別表第1(1)の項」を「別表第1 1の項」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「別表第1(1)の項」を「別表第1 1の項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 建築基準条例第6条第2項第2号イの規定による認定 別表第1 1の項及び3の項に掲げる図書並びに基準時建築物の床面積を証する図書

第19条の4を削る。

第19条の5第1号中「第19条の3」を「前条」に改め、同条を第19条の4とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第9条及び第10条関係)

区分	図 書	明 示 す べ き 事 項
1	付近見取図	(1) 方位、道路及び目標となる地物 (2) 都市計画法第4条第3項に規定する地域地区(以下「地域地区」という。)の境界線 (3) 敷地の位置 (4) 隣地にある建築物の位置及び用途
	配 置 図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び申請

	<p>に係る建築物と他の建築物との別</p> <p>(3) 土地の高低，敷地と敷地が接する道路の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ</p> <p>(4) 敷地が接する道路の位置，幅員及び種類</p> <p>(5) 敷地が道路に接する部分及びその長さ</p>
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
各階平面図	<p>(1) 縮尺及び方位</p> <p>(2) 間取り，各室の用途及び床面積</p> <p>(3) 開口部及び防火設備の位置</p> <p>(4) 延焼のおそれがある部分の外壁の位置及び構造</p> <p>(5) 工場にあっては，作業場の位置並びに機械設備等の位置及び名称</p> <p>(6) 危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあっては，危険物の貯蔵又は処理の位置</p>
2面以上の立面図	<p>(1) 縮尺</p> <p>(2) 開口部の位置</p> <p>(3) 延焼のおそれがある部分の外壁及び軒裏の構造</p>
2面以上の断面図	<p>(1) 縮尺</p> <p>(2) 地盤面</p>

		(3) 各階の床及び天井（天井がない場合にあっては、屋根）の 高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
地盤面算定 表		(1) 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ (2) 地盤面を算定するための算式
危険物の数 量表		危険物の種類及び数量
工場・事業 調書		事業の種類
2	日影図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 建築基準条例第42条の表の左欄に掲げる地域の境界 線 (4) 日影時間の異なる区域の境界線 (5) 敷地が接する道路、水面、線路敷その他これらに類す るものの位置及び幅員 (6) 敷地内における建築物の位置 (7) 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ (8) 建築物の各部分からの真北方向の敷地の境界線までの 水平距離 (9) 法第56条の2第1項本文に規定する水平面（以下「水 平面」という。）上の敷地の境界線からの水平距離5メー トル及び10メートルの線（以下「測定線」という。） (10) 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分 ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影

		<p>の形状</p> <p>(1) 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間</p> <p>(2) 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線</p> <p>(3) 土地の高低</p>
	日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式
	2面以上の断面図	<p>(1) 平均地盤面</p> <p>(2) 地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ</p> <p>(3) 隣地又はこれに連なって接する土地で日影が生じるものの地盤面又は平均地表面</p>
	平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式
3	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法

備考1 法第48条第1項から第13項までの規定のただし書又は第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可の申請にあっては、付近見取図には、隣地にある建築物の用途のほか、敷地の境界線からおおむね200メートルの範囲内にある建築物の現況における用途の概要を明示しなければならない。

2 法第43条第1項ただし書の規定による許可の申請にあっては、配置

図には、敷地の周囲の空地の位置(通路にあっては、位置及び幅員)を明示しなければならない。

- 3 建築基準条例第14条第2項(第17条、第30条第1項及び第31条において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請にあっては、配置図には、敷地に接する公園、広場その他これらに類する空地の位置を明示しなければならない。
- 4 第9条第1項第4号若しくは第5号又は第10条第1項第2号に掲げる認定の申請にあっては、各階平面図には、防火設備の位置を明示することを要しない。
- 5 法第86条の6第2項又は令第131条の2第2項若しくは第3項の規定による認定の申請にあっては、法第56条の2第1項の規定による日影による高さの制限を受けないときは、2の項に掲げる図書を添付することを要しない。
- 6 この表に掲げる図書に、この表に掲げる他の図書に明示すべき事項を明示して第9条第1項又は第10条第1項の申請書に添付する場合には、当該他の図書に当該明示すべき事項を明示することを要しない。  
この場合において、この表に掲げる図書に、この表に掲げる他の図書に明示すべきすべての事項を明示して第9条第1項又は第10条第1項の申請書に添付したときは、当該他の図書を添付することを要しない。

別表第2(第9条関係)

図 書	明 示 す べ き 事 項
付近見取図	(1) 方位、道路及び目標となる地物 (2) 地域地区の境界線 (3) 敷地の位置

	<p>(4) 隣地にある建築物及び工作物の位置及び用途</p> <p>(5) 敷地の境界線からおおむね200メートルの範囲内にある建築物の現況における用途の概要</p>
配置図	<p>(1) 縮尺及び方位</p> <p>(2) 敷地の境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別</p> <p>(3) 申請に係る工作物が令第138条第3項第2号ハからチまでに掲げるものである場合にあっては、当該工作物と建築物との別</p> <p>(4) 用途地域の境界線</p> <p>(5) 法第51条の規定が適用される建築物にあっては、都市計画区域の境界線</p>
平面図又は 横断面図	<p>(1) 縮尺</p> <p>(2) 主要部分の寸法</p> <p>(3) 工場にあっては、作業場の位置並びに機械設備等の位置及び名称</p> <p>(4) 危険物の貯蔵又は処理の用途に供する工作物にあっては、危険物の貯蔵又は処理の位置</p>
側面図又は 縦断面図	<p>(1) 縮尺</p> <p>(2) 主要部分の寸法</p> <p>(3) 工作物の高さ</p>
危険物の数 量表	危険物の種類及び数量

工場・事業 調書	事業の種類
-------------	-------

別表第3（第23条関係）

図書	明示すべき事項
付近見取図	方位，道路及び目標となる地物
配置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 変更前及び変更後の敷地の境界線の別 (3) 敷地内における建築物の位置，建築年月日，確認等の年月日及び番号，用途，規模並びに構造 (4) 敷地が接する道路の位置，幅員及び種類 (5) 敷地が道路に接する部分及びその長さ
敷地面積求積図	変更前及び変更後の敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式

備考 「確認等」とは，法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認をいう。

別表第5及び別表第6を次のように改める。

別表第5（第28条関係）

図書	明示すべき事項
付近見取図	方位，道路及び目標となる地物
配置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 敷地内における建築物の位置及び用途 (4) 敷地が接する道路の位置，幅員及び種類



	(5) 敷地が道路に接する部分及びその長さ
各階平面図	(1) 縮尺及び方位 (2) 間取り及び各室の用途 (3) 開口部及び防火設備の位置 (4) 延焼のおそれがある部分の外壁及び軒裏の構造 (5) 防火区画及び隔壁の位置 (6) 非常口, 非常用進入口及び避難施設の位置

別表第6 (第29条関係)

図 書	明 示 す べ き 事 項
付近見取図	方位, 道路及び目標となる地物
配 置 図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 敷地内における建築物の位置及び用途 (4) 敷地が接する道路の位置, 幅員及び種類 (5) 敷地が道路に接する部分及びその長さ
排煙設備等 の機械及び 器具の位置 図	(1) 縮尺及び方位 (2) 各階の間取り及び各室の用途 (3) 機械及び器具の種別及び位置 (4) 分電盤, 配線図及び系統図

第2条 京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (12) 京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例（以下「京北条例」という。）第1条に規定する京北区域（以下「京北区域」という。）内において建築物を建築するとき 次に掲げる図書

ア 別表第1に掲げる図書

イ 京北条例第4条第4項、第5条第4項第2号又は第9条第1項の規定による許可を受けた建築物にあっては、当該許可を受けたことを証する書面

ウ 京北条例第5条第3項の規定による認定を受けた敷地の内にある建築物にあっては、当該認定を受けたことを証する書面

エ 京北条例第6条第4項の規定による認定を受けた建築物にあっては、当該認定を受けたことを証する書面

第9条第1項第1号及び第2号中「別表第1 1の項」を「別表第2 1の項」に改め、同項第3号中「別表第2」を「別表第3」に改め、同項第4号及び第5号中「別表第1 1の項」を「別表第2 1の項」に改める。

第10条第1項第1号から第4号までの規定中「別表第1 1の項」を「別表第2 1の項」に改める。

第23条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第28条第1項及び第2項中「別表第4」を「別表第5」に改め、同条第3項中「別表第5」を「別表第6」に改める。

第29条第3項中「別表第6」を「別表第7」に改める。

第31条各号列記以外の部分中「旧京北町の区域（京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）前の同町の区域をいう。以下同じ。）」を「京北区域」に、「旧京北町の区域に」を「京北区域に」に改める。

別表第6を別表第7とし、別表第2から別表第5までを1表ずつ繰り下げ、別表第1を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第3条関係）

図 書	明 示 す べ き 事 項
付 近 見 取 図	(1) 敷地の位置

	(2) 隣地にある建築物の位置及び用途
配 置 図	(1) 申請に係る建築物の各部分の高さ (2) 地盤面の異なる区域の境界線 (3) 京北条例第6条第1項に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離 (4) 隣地にある公園, 広場, 水面その他これらに類するものの位置 (5) 建築物の敷地が京北区域と京北区域以外の区域にわたる場合にあっては, これらの区域の境界線
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
2面以上の断面図	(1) 建築物の各部分の高さ (2) 京北条例第6条第1項の規定による建築物の各部分の高さの限度 (3) 擁壁の位置 (4) 土地の高低 (5) 地盤面の異なる区域の境界線 (6) 京北条例第6条第1項に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離 (7) 隣地にある公園, 広場, 水面その他これらに類するものの位置

備考1 この表に掲げる図書に, この表に掲げる他の図書に明示すべき事項を明示して確認申請書に添付する場合には, 当該他の図書に当該明示すべき事項を明示することを要しない。この場合において, この表に掲げる

図書に、この表に掲げる他の図書に明示すべきすべての事項を明示して確認申請書に添付したときは、当該他の図書を添付することを要しない。

- 2 省令第1条の3第1項の規定により添付する図書に、この表に掲げる図書に明示すべき事項を明示して確認申請書に添付する場合には、当該図書に当該明示すべき事項を明示することを要しない。この場合において、省令第1条の3第1項の規定により添付する図書に、この表に掲げる図書に明示すべきすべての事項を明示して確認申請書に添付したときは、当該図書を添付することを要しない。

#### 附 則

この規則中第1条の規定は平成20年8月1日から、第2条の規定は平成21年1月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)